



ドイツ・バイエル社の東京証券取引所における上場廃止申請について

2008年10月14日、バイエル・アクツィーエンゲゼルシャフト(以下「当社」)の取締役会は、当社普通株式(以下「当社株式」)について株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)での上場を廃止することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 上場廃止申請を行う理由

証券市場のグローバル化により、当社株式を複数の証券取引所に上場する必要性が著しく減少しております。また、東京証券取引所における当社株式の売買高は低く、上場維持費用を正当化できなくなっております。これらの理由のため、上場廃止を決定いたしました。

2. 今後の見通し

当社は、東京証券取引所に対し、遅滞無く上場廃止申請書を提出する予定です。当社株式は、同取引所において上場廃止決定の後、整理銘柄に指定され、原則として当該決定から1ヶ月後に上場廃止となる予定です。なお、このお知らせは、当社の日本における関係会社の業務に何ら影響を及ぼすものではありません。

本件に関する連絡先

代理人 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所
弁護士 竹内 光一 (電話番号 03-3288-7000)

バイエルホールディング株式会社

2008年10月15日、東京

Bayer Holding Ltd./Corporate Communications (08#09j)

バイエルホールディング株式会社のお問い合わせ先:

コーポレートコミュニケーションズ部

岡、松本 (Tel: 03-6266-7255, Fax: 03-5219-9705)

将来予想に関する記述 (Forward-Looking Statements)

このニュースリリースには、バイエルグループまたは各事業グループの経営陣による現在の試算および予測に基づく将来予想に関する記述 (Forward-Looking Statements) が含まれている可能性がある。さまざまな既知・未知のリスク、不確実性、その他の要因により、将来の実績、財務状況、企業の動向または業績と、当文書における予測との間に大きな相違が生じることがある。これらの要因には、当社の Web サイト上 (www.bayer.com) に公開されている報告書に説明されているものが含まれる。当社は、これらの将来予想に関する記述を更新し、将来の出来事または情勢に適合させる責任を負うものではない。